

## 東北地方太平洋沖地震により罹災された方への対応について

このたびの東北地方太平洋沖地震による被害を受けられた方に衷心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧を心からお祈り申し上げます。中央ろうきんは、東北地方太平洋沖地震によって罹災されたお客様の「預金等のお取引」の取扱いを本日（3月14日）より以下の通り実施させていただきます。

### 1. 預金等のお取引について

通帳、預金証書、カード、マイプランカード、およびお届け出印を紛失された場合でも、ご本人様であることを確認できる書類（原則として公的書類）をご提示いただければ、10万円を限度にお支払いいたします。

また、定期性預金の支払いについては、満期日前の支払いについてもご相談を承ります。

#### （1）お支払に必要なもの

- お客様のご署名・ご捺印（認印でも可）をいただいた預金払戻請求書（当金庫所定）
- ご本人様であることを確認できる公的書類（運転免許証・パスポート等）またはご本人名義のカード等。

#### （2）通帳・証書の再発行、お届け出印の変更

- 通帳・証書・カードを紛失された場合は、当金庫所定の再発行手続きをお取りいただきます。
- お届け出印を紛失された場合は、当金庫所定のお届け出印変更手続きをお取りいただきます。

#### （3）その他ご不明な点は窓口におたずねください。

### 2. 預金・融資以外のお取引について

- 今回の災害により汚損した紙幣のお取換え、支払期日が経過して不渡処分となりました手形の取扱い等につきましては、窓口にてご相談ください。
- その他のお取引につきましても、窓口にご相談ください。

### 3. 災害等による復旧のための生活資金を目的としたローンの取扱いについて

- 中央ろうきんでは、「災害等による復旧のための生活資金」を用途とするローンのお取扱いを検討しております。詳細が決まり次第お知らせいたします。

### 4. 住宅関連資金等の取扱いについて

- 今回被災（罹災）された方向けに、新規融資およびすでに当金庫で融資をご利用いただいている方に対しましての返済方法の変更等を検討しておりますので、詳細が決まり次第お知らせいたします。

以上

2011年3月14日  
中央労働金庫